

3・NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワークによる 津波被災資料の救済活動

天野 真志 NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク 事務局
東北大学 東北アジア研究センター

1. 活動概要

1-1 参加体制

NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（以下、「宮城資料ネット」）は、平成 15 年宮城県北部地震を契機として発足し、宮城県域において、災害などにより消滅の危機に瀕する未指定文化財を中心に、各地域の研究者や関係自治体と連携して、歴史資料保全活動を実施している。

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災が発生したことにより、当法人の活動は宮城県域における被災歴史資料の救済活動を本格的に実施することになる。

3 月 31 日、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下、救援委員会）の発足に伴い、宮城資料ネットは委員会構成団体として、救援委員会と連携した活動をおこなうことになった。

1-2 活動内容

発災後、宮城資料ネットでは、これまでの活動蓄積をもとに情報収集を実施するとともに、関係各所との協力体制構築に向けた活動をおこなった。

3 月 15 日午後 11 時、宮城資料ネットは会員およびメールニュース配信者に対して「宮城資料ネット・ニュース 94 号」を配信し、関係者の安否確認と情報提供を依頼した。その結果、各所から 532 件の被災情報が届けられ、これらの情報をもとに宮城県域における歴史資料救済活動を実施した。

本格的に調査・救済活動を開始した 4 月 4 日から平成 24 年 3 月 21 日に至るまで、宮城資料ネット事務局に緊急搬出した被災資料は約 40,000 点である。その内津波被害の著しい約 1,500 点については、奈良文化財研究所へ真空凍結乾燥の緊急処置を依頼した。

約 40,000 点の搬出資料の内、津波被害を受けた資料は 22,000 点余りにのぼる。報告者は、宮城資料ネットで引き受けたこれらの被災資料処置の実施・統括を担当し、資料の乾燥・洗浄をはじめとする諸技術の集積と実践につとめている。

報告者が担当する主な活動は、被災資料の処置作業と各地から申し出を受けたボランティアの組織化である。津波被害を受けた歴史資料をいかに健全な状態へと近づけるために、京都造形芸術大学や東北芸術工科大学、歴史資料ネットワーク、東京

文書救援隊などの組織の技術支援を受けながら実践し、全国から訪れるボランティアと共同で処置作業を実施している。

2. 被災資料救済活動の成果と課題

2-1 救済活動の成果

2-1-A 被災資料処置作業の実施

宮城資料ネットで実施している津波被災資料の処置工程は、

- ① 資料の乾燥
- ② 付着した汚損物質の除去
- ③ 洗浄作業

に大別される。

- ① 水損程度の軽い資料については、事務局において扇風機などを使用した送風乾燥処置を実施した。水損が激しく開披が困難な資料の多くは、奈良文化財研究所および東北芸術工科大学に真空凍結乾燥を依頼している。その他、石巻市大街道で救済した 1 家分の資料については、点数が少なかったため、事務局においてスクウェルチ・パッキング法による乾燥処置を施した。3 月現在で宮城資料ネットが搬出したすべての津波被災資料について、乾燥工程が完了している。
- ② 汚損物質の除去工程について、泥などの付着物質については、ドライクリーニングによる除去作業を実施している。また、発生したカビ対策として、エタノール噴霧による抑制処置を施している。
- ③ 脱塩を目的とした洗浄作業については、6 月以降本格的に実施している。特に一紙物の資料については、東京文書救援隊による技術支援に基づき、エア・ストリーム法を採用している。冊子物や大型の資料については、状況を見極めつつ洗浄処置を施している。

6 月以降本格的に実施した被災資料の処置作業は、3 月段階で約 15,000 点がクリーニングおよび洗浄作業を完了した。4 月以降も継続して作業を実施していくが、3 月現在で搬出した資料については危機的状況を回避することができた。今後は対象資料の洗浄を含め、状況によっては修復作業も想定した長期



固着した資料の展開作業風景



ボランティア作業風景



津波被災資料の洗浄作業風景

的な処置工程の策定および実践を予定している。

2-1-B ボランティアの受け入れ

大量の津波被災資料に処置を施すため、宮城資料ネットでは、6月から12月にかけて、クリーニングボランティアの呼びかけをおこなった。その結果、全国から総勢208人（延べ756人）の申し出を得ることができた。その内50人は主婦やシニア層の必ずしも歴史研究に携わらない層からの参加で、これらの割合は延べ人数にして全体の約52%に相当する。

今回の被災資料処置作業では、こうした市民共同による活動を展開することができた。これまでの諸組織との連携や震災後における協力関係の過程で簡易的作業工程を模索してきたことを背景に、作業経験のない市民との共同活動が可能となった。また、宮城資料ネットによるボランティアの呼びかけに多くの市民が反応を示したことは、市民のなかで地域の歴史に対する関心の高さをうかがい知ることができる。さらに、瓦礫撤去などに象徴される肉体労働への不安を持つものの、ボランティア

を通じた被災地支援を望む女性層・シニア層にとって、宮城資料ネットの活動がそうした要求を満たす窓口となったということも想定される。

以上のような経緯で、3月以降発生した膨大な被災資料の処置を、多角的支援に基づいて実施することができた。その結果、様々な組織との連携が生まれ、これらの交流を通して、津波被災資料の処置を迅速かつ効率的に対応することが可能となった。

2-2 今後に向けた課題

2-2-A 技術的課題

津波被害を受けた資料は、海水を含み、場合によっては泥などの異物が付着している。また、水損に伴いカビが発生し、劣化・消滅の危険性を帯びている。これまでの作業では、緊急対応としての乾燥作業、応急対応としての消毒・ドライクリーニング作業を中心に実施し、状況を判断した上で洗浄作業による脱塩措置を施している。しかし、対象資料のすべてについて一連の措置を施しているわけではない。そのため、今後も継続的に作業を実施し、そのために、より効率的な作業工程を策定していく必要がある。

加えて、被災から半年以上が経過して救済された資料のほとんどは、水損やカビの浸食に伴う劣化が進行している。これらの資料に適切な処置を施すために、多くの知識や技術を吸収した被災資料処置の方法論を確立する必要がある。

2-2-B ボランティア組織化

宮城資料ネットは、1年間の活動で28件の津波被災資料救済に携わり、その内20件の資料を受け入れて処置にあたっている。一連の処置作業は、多方面にわたる関係組織との連携に加え、全国から申し出を受けたボランティアや仙台市内を中心

とした市民による支援によって進められている。今後、こうしたボランティアによって構築された交流関係を、一過性の現象にとどめることのない関係へと発展させていく必要がある。特に、市民ボランティアの参加で形成された、市民との協力関係をより強固にし、地域の遺産を地域住民とともに継承していく取り組みとして発展させていくことが求められる。

3. 文化財レスキュー事業について

3-1 委員会のあり方について

被災文化財等救援委員会が組織されたことで、震災被害を受けた歴史資料の救済事業が全国規模での支援体制によって遂行されることになった。これによって、被災地での救済活動はもちろん、現地の活動を全国規模で後方支援の体制が強化され、全国各地の関連機関と横断的交流が可能となった。また、宮城資料ネットは救援委員会より輸送用車両の提供をはじめとした多くの物的支援を受けるとともに、緊急車両証の手配など、円滑に活動を進めるための後方支援を受けることができた。

今回の被災文化財等救援事業では、指定文化財に加え、個人が所蔵する未指定文化財も救済の対象となっている。未指定文化財、特に個人所蔵の歴史記録については、調査・救済に際して各地域の協力関係が必要となってくる。これらの被災資料は、主に各地域の博物館や資料ネットが対応することが求められている。一方、救援委員会はこうした現地での活動に対し、構成団体・協力団体を含め、組織全体の後方支援および統括としての役割が期待されていた。

歴史資料の津波被害は、これまで国内での事例がなかったため、その処置をめぐる被災各地で混乱を引き起こした。特に、付着した汚損物質や海水による資料への影響や健康被害などについて、現場では手探り状態で作業に従事することになった。東京文化財研究所から、7月22日付で「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質発生リスクについて」が発表され、さらに8月にはその調査結果が発表された。また、平成24年3月19日付で、「被災文化財における人体への健康被害の可能性のあるカビの取扱い、および予防に関する注意点」が発表され、被災資料を取り扱う上での注意喚起がおこなわれた。こうしたかたちで現場作業者の健康被害を抑制する提起がなされたことは、作業従事者のリスク軽減について役割を果たすものであった。

しかし、健康被害へのリスクは海水やカビに限ったものではないはずである。例えば、石巻文化センター近辺に位置する製紙工場をはじめとする化学工場は、津波被害を受けて工場内の物品が流出している。また、気仙沼市では重油の流出・発火といった被害が発生している。こうした流出物をかぶった歴史資料には、どのようなリスクが含まれるのか、それらのリスクを

如何に回避して救済活動に臨むべきなのか、といった提起は、委員会を通して広く周知される必要があるのではないだろうか。生物被害やそれに伴うリスク回避に加え、今回の津波被害によってもたらされる影響について、多角的視野に基づく問題提起が求められている。

上記の問題と関連して、今回救援事業について、被災資料の処置工程は基本的に現場の裁量に委ねられているように思われる。この点に関しては、各団体の方針と活動規模に沿った活動が実施される上で効果的な手段であった。その一方で、津波被害を受けた資料に対し、どの状態まで戻せば危機を脱したと見なせるか、といった点については、委員会として明確な指針を提示していただきたい。津波被害のリスクについては事例がなかったかもしれないが、これまでの科学的分析を総合したかたちで、何らかの提言はできたのではないだろうか。

一連の活動を通じた問題点としては、応急的に施すべき処置レベルの基準が明確ではなかったという点であった。現場レベルでどの程度の処置を施しておくのかといった一次的処置の対応について、委員会主導による作業についても担当者によって認識の相違が多々見受けられた。今後、委員会として、被災資料処置に関する委員会としての公式見解を広く組織内外に周知し、今回の被災資料対応に関する指針を願いたい。

東日本大震災では、津波被害を受けた沿岸部の資料が緊急的課題として浮上していたが、平成24年1月以降、宮城資料ネットには内陸部からの救済要請が多数寄せられている。内陸部においても家屋の解体に伴い歴史資料が消滅の危機に瀕しており、沿岸部同様、こちらについても緊急に対応が迫られる課題である。また、宮城県に限らず、被災各地においても、依然被災資料救済活動は継続的に実施されている。文化財レスキュー事業には、長期的展望に基づく事業の推進が求められている。

3-2 震災時文化財レスキュー活動について

今回の震災では、事前準備の不十分な点については対応が大きく遅れることになった。特に津波被害を受けた文化財への対応について、現状把握と課題の克服に向けた予備知識は、多くの機関で不足していた。今後、被災各地で直面している様々な課題や疑問などについて、委員会への参加・協力団体すべての組織で共有できる情報空間の設定が重要となる。各地で直面した技術的課題や疑問を被災各地で共有し、全国規模で克服する情報共有空間の設定が必要とされる。今後の震災時文化財の救済活動を実施していくためにも、今回各地で発生した様々な課題を蓄積していくことが求められる。

また、活動の開始に際し、一連の事業で何をどこまでやるのか、という大方針を予め設定しなければならない。特に、今回のような大規模な組織によって構成された活動では、組織全体の意思統一が求められる。基本的には各構成・協力団体の裁量

で実施しつつ、互いの問題意識を共有するための、緩やか且つ明確な指針が必要となる。

地域によっては、確認されている文化財の規模や状態、保管先も多様であり、これらの文化財を保全するためには、発災以前から各地域の地形や環境を把握し、想定される被害や対応可能な施設の把握といった事前対応が必要となっていくだろう。以上のような点を踏まえ、今回の経験を今後の震災対応に対する教訓とすることが重要な課題となる。